

年金機構けんぽからのお知らせ(第 180 号)30. 7. 20

平成30年8月から70歳以上の 高額療養費の自己負担限度額などが変わります

制度の持続可能性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平及び負担能力に応じた負担を求める観点から、平成30年8月から70歳以上の高額療養費の自己負担限度額が変わります。また、70歳以上の高額介護合算療養費についても自己負担限度額が変わります。

1. 高額療養費

【70歳以上の方】

平成 30 年 8 月からの高額療養費の自己負担限度額

区分		自己負担限度額	
		外来 (個人ごと)	入院、入院と外来 (世帯ごと)
現役並み所得者	標準報酬月額 83万円以上	$252,600 \text{円} + (\text{医療費} - 842,000) \times 1\%$ 〈多数該当(※):140,100円〉	
	標準報酬月額 53万円以上 83万円未満	$167,400 \text{円} + (\text{医療費} - 558,000) \times 1\%$ 〈多数該当(※):93,000円〉	
	標準報酬月額 28万円以上 53万円未満	$80,100 \text{円} + (\text{医療費} - 267,000) \times 1\%$ 〈多数該当(※):44,400円〉	
一般 (標準報酬月額 28万円未満)		<u>18,000円</u> (年間 144,000円 上限)	57,600円 〈多数該当(※):44,400円〉
市町村民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ		15,000円

(※) 4回目以降の限度額

(参考) 【70歳以上の方】平成30年7月までの高額療養費の自己負担限度額

区分		自己負担限度額	
		外来 (個人ごと)	入院、入院と外来 (世帯ごと)
現役並み所得者 (標準報酬月額 28万円以上)		57,600円	80,100円 +(医療費-267,000)×1% <多数該当(※):44,400円>
一般 (標準報酬月額 28万円未満)		14,000円 (年間 144,000円 上限)	57,600円 <多数該当(※):44,400円>
市町村民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ		15,000円

(※) 4回目以降の限度額

2. 高額介護合算療養費

高額介護合算療養費制度とは、医療保険と介護保険における1年間(毎年8月1日～翌年7月31日)の自己負担の合算額が高額な場合に、さらに負担を軽減する制度をいいます。

【70歳以上の方】

平成30年8月からの高額介護合算療養費の自己負担限度額

区分		自己負担限度額
現役並み 所得者	標準報酬月額 83万円以上	212万円
	標準報酬月額 53万円以上 83万円未満	141万円
	標準報酬月額 28万円以上 53万円未満	67万円
一般(標準報酬月額 28万円未満)		56万円
市町村民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	31万円
	低所得者Ⅰ	19万円

(参考) 【70歳以上の方】平成30年7月までの高額介護合算療養費の自己負担限度額

区分		自己負担限度額
現役並み所得者(標準報酬月額 28万円以上)		67万円
一般(標準報酬月額 28万円未満)		56万円
市町村民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	31万円
	低所得者Ⅰ	19万円

ご不明な点は、日本年金機構健康保険組合業務課(03-5336-0313)までご照会ください。